

札幌市立大学後援会 事業概要について

札幌市立大学後援会は、平成 19 年 2 月に発足しました。

後援会は、学生の充実したキャンパスライフのサポートを目的に、大学での予算化が難しい資格取得・就職活動支援、クラブ活動・大学祭運営・地域活動等への支援を行っています。

○ 主な事業

TOEIC（英語）資格取得支援／就職活動支援／大学祭・課外活動・地域活動への支援／
 新生への研修会参加支援・メンター教員との接点づくりの支援／大学図書購入費／
 卒業記念祝賀会の開催・卒業記念品の贈答／会報の作成

○ 予算（令和 3 年度） 953.6 万円

主な内訳	対象
1. 事業費 925.0 万円	
1-1 広報（会報の発行等） 60 万円	1～4 年生、助産学専攻科
1-2 学生活動支援 275 万円	
・大学祭 (150 万円 各キャンパスに 75 万円)	1～4 年生、助産学専攻科
・課外活動 (100 万円 部・サークルへの支援)	1～4 年生、助産学専攻科
・その他（地域活動） (25 万円 南区芸術の森地区雪あかりの祭典)	1～4 年生
1-3 福利厚生 20 万円（新生研修会等）	1 年生
1-4 学部支援 400 万円	
① デザイン学部 200 万円	1～4 年生
・大学図書購入費 (50 万円)	1～4 年生
・資格取得支援（TOEIC 受験料半額補助） (約 20 万円)	1 年生
・就職活動支援等 (約 130 万円)	主に 3 年生
※模擬面接、履歴書添削、SPI 模擬試験、履歴書用証明写真撮影補助、 就職講話	
② 看護学部 200 万円	1～4 年生、助産学専攻科
・大学図書購入費 (50 万円)	1～4 年生、助産学専攻科
・資格取得支援（TOEIC 受験料半額補助） (約 20 万円)	1 年生
・国家試験対策 (約 70 万円)	3・4 年生、助産学専攻科
※看護師、保健師、助産師の国家模擬試験補助	
・B型肝炎ワクチン接種補助 (約 50 万円)	1 年生、助産学専攻科
・学生活動支援費等 (約 10 万円)	1～4 年生、助産学専攻科
1-5 卒業記念事業 110 万円（祝賀会、記念品）	4 年生、助産学専攻科
1-6 緊急対策費 60 万円（コロナ禍の学生支援策）	1～4 年生、助産学専攻科
2. 事務費 3.0 万円	
会議開催費用、郵送料、振込手数料等	
3. 予備費 25.6 万円	

札幌市立大学後援会の概要について

No.	項 目	内 容
1	名 称	札幌市立大学後援会
2	目 的	札幌市立大学の学生の福利厚生等の推進等学生生活の充実に向けて、必要な支援を行い、教育目的の達成に寄与することを目的とする。
3	事業内容	1 学生の福利厚生等の支援に関すること 2 学生の課外活動等の支援に関すること 3 学生の就職活動等の支援に関すること 4 本学教育事業等の支援に関すること 5 その他本会の目的達成に必要と認められること
4	会 員	1 正会員 本学に在籍する学生の保護者等 2 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、理事会の承認を経て、会長が認めた者
5	役員等	会長1名、副会長2名以内、理事10名以内、監事2名 *理事には会長、副会長を含む
6	総 会	年度初めに開催する。 (原則として、毎年、入学式後の開催予定とする。)
7	会 費	40,000円 (4年分) *3年次編入学者 20,000円 (2年分) *専攻科入学者 10,000円 (1年分)
8	その他	後援会の会計及び財産の管理は事務局に委任する。

(注) この概要は会則に基づき作成しています。

札幌市立大学後援会会則

平成19年2月16日 制定

平成26年4月 3日 改正

(名称)

第1条 この会は、札幌市立大学後援会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、札幌市立大学（以下「本学」という。）の学生の福利厚生推進等学生生活の充実に向けて必要な支援を行い、教育目的の達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生の福利厚生支援に関する事。
- (2) 学生の課外活動支援に関する事。
- (3) 学生の就職活動支援に関する事。
- (4) 本学教育事業支援に関する事。
- (5) その他本会の目的達成に必要と認められる事。

(会員)

第4条 本会は、次の者を会員として組織する。

- (1) 正会員 本学に在籍する学生の保護者等
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、理事会の承認を経て、会長が認めた者

(役員等)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名以内
 - (3) 理事 10名以内
 - (4) 監事 2名
- 2 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 役員は、無報酬とする。
 - 4 理事10名以内に会長及び副会長は含まれるものとする。
 - 5 監事は、会長、副会長及び理事と兼ねることができない。
 - 6 本会に、大学との連携を密にするために顧問を若干名置くことができる。
 - 7 本会に、書記を若干名置くことができる。

(役員等の選出)

第6条 会長及び副会長は、理事のうちから互選する。

- 2 理事及び監事は、会員のうちから選出する。
- 3 顧問は、大学教職員の中から理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 4 書記は、会長が本学事務局職員に委嘱することができる。

(役員等の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、総会及び理事会の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織して会務を運営し、本会の重要な事項を審議する。
- 4 監事は、会務及び会計を監査する。
- 5 顧問は、理事会に出席して意見を述べるができる。
- 6 書記は、会長の命を受けて庶務等の事務を処理する。

(総会等)

第8条 本会の会議は、総会及び理事会とし、会議の議事は出席者の過半数をもって決する。

- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 総会は、年度初めに開催し、次の事項を審議する。ただし、会長が必要と認めたとき、臨時の総会を開くことができる。
 - (1) 予算及び決算に関すること。
 - (2) 理事及び監事の選出に関すること。
 - (3) 会則の改正に関すること。
 - (4) 本会の事業に関すること。
- 4 総会に欠席する会員の議決権は、会長に委任することができる。
- 5 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が必要と認めたときに招集する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費、寄附及びその他の収入をもって充てる。

(会費等)

第10条 正会員の会費は、4年分で40,000円とし、入会の際に一括して納めるものとする。ただし、3年次編入学者は20,000円、専攻科入学者は10,000円とする。賛助会員の会費は、必要に応じ別に定める。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務)

第12条 本会の事務局は、本学事務局内に置く。

- 2 本会の会計及び財産の管理は事務局に委任する。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成19年2月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条の規定にかかわらず、平成18年度の役員の任期は、平成19年4月30日までとする。
- 3 第5条の規定にかかわらず、平成18年度の監事は、理事が兼任できるものとする。
- 4 第10条に定める会員の会費について、平成18年度入学生は、30,000円とする。
- 5 第10条の規定にかかわらず、平成18年度の会費の納入時期は別に定める。
- 6 第11条の規定にかかわらず、平成18年度の会計年度は、この会則の施行の日から平成19年3月31日までとする。

附則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成26年4月4日から施行する。